

福岡県行政不服審査会運営規則の一部を改正する規則
福岡県行政不服審査会運営規則の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和6年5月13日から施行する。

○ 福岡県行政不服審査会運営規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>福岡県行政不服審査会条例（平成27年福岡県条例第48号。以下「条例」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、福岡県行政不服審査会運営規則を次のように定める。</p> <p>（部会）</p> <p>第1条 福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に、<u>条例第9条第1項</u>の合議体として、3部会を置く。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（専門委員の関与）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、当該審査請求に係る事件を取り扱う部会の部会長の申出に基づき、<u>条例第8条第2項</u>の規定により任命された者の中から会長が指名する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（運営会議の公開）</p> <p>第26条 運営会議（<u>条例第11条</u>の規定に基づき審査会の運営に関し必要な事項又は調査審議の手續に関し必要な事項を協議するための総会の会議をいう。以下同じ。）は、公開する。ただし、運営会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、総会の決定により、公開しないことができる。</p>	<p>福岡県行政不服審査会条例（平成27年福岡県条例第48号。以下「条例」という。）<u>第10条</u>の規定に基づき、福岡県行政不服審査会運営規則を次のように定める。</p> <p>（部会）</p> <p>第1条 福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に、<u>条例第8条第1項</u>の合議体として、3部会を置く。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（専門委員の関与）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、当該審査請求に係る事件を取り扱う部会の部会長の申出に基づき、<u>条例第7条第2項</u>の規定により任命された者の中から会長が指名する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（運営会議の公開）</p> <p>第26条 運営会議（<u>条例第10条</u>の規定に基づき審査会の運営に関し必要な事項又は調査審議の手續に関し必要な事項を協議するための総会の会議をいう。以下同じ。）は、公開する。ただし、運営会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、総会の決定により、公開しないことができる。</p>